

茅ヶ崎海岸トータルプラン整備構想（抜粋）

漁港区域整備基本構想（抜粋）

茅ヶ崎 海・浜のルールブック（写）

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議  
(平成18年4月1日)

# 茅ヶ崎海岸トータルプラン整備構想抜粋（平成7年3月）

## 2) 地区別整備構想

### (1) 茅ヶ崎漁港周辺地区：海の交流拠点1

#### ■ 地区特性

##### <現況>

- ・茅ヶ崎漁港周辺地区は、民家、レストラン、釣り宿等が散在し、一部国有地もあるが、土地の有効利用が図られていない。
- ・漁港の整備が進められているが、休日は釣り客でごった返しており、不法駐車やゴミの散乱等の問題を有している。

##### <課題>

- ・漁業と海洋レクリエーションが調和した、拠点地区としての整備
- ・茅ヶ崎漁港及び周辺の有効土地利用、国有地の有効活用
- ・茅ヶ崎漁港及び周辺の美化、修景化

##### <既存立地施設>

- ・茅ヶ崎漁港、茅ヶ崎海水浴場、茅ヶ崎フィッシュセンター、漁業協同組合、県営茅ヶ崎西浜駐車場、茅ヶ崎グランドホテル、民宿、釣り宿 等

##### <既計画>

- ・湘南なぎさふれあいセンター（仮称）の整備（プールの拡充整備、サイクリングセンターの整備を含む）
- ・茅ヶ崎漁港海岸事業（お祭広場、公園等の整備）
- ・茅ヶ崎漁港修築事業（第9次漁港整備長期計画）
- ・育てる漁業の振興
- ・かながわロードオアシス（県営西浜駐車場が候補地となっている）
- ・海の家整備促進
- ・国道134号の拡幅
- ・サイクリングロードの拡充整備

#### ■ 地区整備方針の設定

##### <基本コンセプト>

- ・漁港と湘南なぎさふれあいセンター（仮称）を核とし、多様な人々や産業が交流する

## 人材・産業育成拠点の形成

### 〈地区整備の基本的考え方〉

- ・面的整備手法等の活用による土地利用の再編を図り、海の交流拠点としての土地の高度有効利用を図る。
- ・漁業を活用した産業振興施策（漁業の3次産業化、多角化、2次・3次産業との連携等）を展開する。
- ・湘南なぎさふれあいセンター（仮称）の整備を推進し、若者をはじめとする人々の交流拠点として機能させる。
- ・多様な海洋活動を円滑に行うための調整を図る。
- ・その他、魅力ある海の交流拠点としての機能を支える各種施設の整備を図る。

### ■ 導入機能、整備イメージ

○基本的導入機能 ●重点的導入機能

#### ○海岸保全・保安機能

- ・侵食対策の強化 ————— 海岸保全施設の整備、養浜 等
- ・管理保安機能の充実 ————— 湘南なぎさふれあいセンター（仮称）内への管理保安施設の設置 等

#### ○スポーツ・レクリエーション機能

- ・海水浴場の拡充整備 ————— 海水浴場（ビーチ）の保全、海の家の高質化、公園・広場の整備、水質保全 等
- ・海・浜利用のルールづくり — 地域住民、漁業者、レクリエーション利用者との利用調整システムづくり 等
- ・イベントの充実 ————— 浜降祭や湘南祭等の既イベントの充実、新イベントの開催 等

#### ○宿泊機能

- ・地区整備に合わせた宿泊 ——— 宿泊施設の整備検討（国民宿舎）、民間ホテル・民宿施設の整備の誘致 等

#### ●文化・教育・交流機能

- ・湘南なぎさふれあいセンター（仮称）の整備推進  
————— マリンスポーツの指導・講習施設、マリンスポーツの支援施設、安全管理施設、情報提供施設、ふれあい交流施設、各種サービス施設の整備

- ・交流の場・しくみの整備 —— シーポートプラザ・産業交流センターの整備, 交流イベントの開催 等

●産業機能

- ・漁業を活用した産業振興 —— 観光漁業・体験漁業・栽培漁業等の促進, 他産業との連携 (産業物産センターの整備) 等
- ・魚を活用した産業振興 —— フィッシャーマンズワーフ, さかなグルメ館, 鮮魚市, 海釣り公園の整備 等
- ・既存観光の充実 —— 遊覧船, 地引き網等の充実 等

○交通機能

- ・国道 134号の拡幅整備
- ・サイクリングロードの拡充整備
- ・駐車場の整備
- ・ロードオアシスの推進 —— 県営茅ヶ崎西浜駐車場の早期整備, 国道以南への駐車場整備の検討 等
- ・横断施設の整備・充実

●整備済 ○整備中 ・未整備

	事業名	事業主体			備考
		国	県	市 民間	
既 計	・湘南なぎさふれあいセンター (仮称) の整備 (プールサイクリングセンターの整備を含む)	☆	☆		
	○茅ヶ崎漁港海岸事業 (お祭広場, 公園等の整備含む)			☆	
	○茅ヶ崎漁港修築事業 (第9次漁港整備長期計画)			☆	
画 事 業	・育てる漁業の振興	☆	☆	☆	
	・県営西浜駐車場の拡充整備 (かながわロードオアシス)	☆			
	・海の家等の整備促進	☆	☆	☆	
	・国道134号の拡幅	☆			
新 規 事 業 (業)	・サイクリングロードの拡充整備	☆	☆		
	・土地利用の再編と高度有効利用 ※例: 土地区画整理事業, 再開発事業 (法定・任意), 各種公益施設の重点整備 等			☆ ☆	
	・漁業・魚を活用した産業振興 ※例: 観光漁業・体験漁業・栽培漁業等の促進, 他産業との連携 (特産品の開発, 産業物産センターの整備等), フィッシャーマンズワーフ・さかなグルメ館・鮮魚市・海釣り公園の整備, 既存観光 (遊覧船, 地引き網等) の充実 等	☆	☆	☆	
	・湘南なぎさふれあいセンター (仮称) の計画内容の充実 ※例: 海岸管理保安施設・駐車場の併設 等	☆	☆	☆	
	・宿泊機能の充実 ※例: 宿泊機能の整備検討, 民間ホテル・民宿の誘致, 等			☆	
	・交流の場・しくみの整備 ※例: シーポートプラザ・産業交流センターの整備, イベントの充実・開催 等			☆ ☆	
	・海水浴場の拡充整備 ※例: 海水浴場 (ビーチ) の保全, 海の家の高質化, 水質保全 等	☆	☆	☆	
	・自然環境保全事業の充実 ※例: 海岸保全施設の整備, 養浜 等	☆			
	・海・浜利用のルールづくり ※例: 利用区分 (ゾーニング) と規制・誘導・監視のためのしくみづくり 等	☆	☆	☆	
	・横断施設 (国道134号の横断) の整備・充実	☆			

2.2 ゾーン別整備の方向性

これまで検討した地区特性と基本方針、今後のあり方の検討を基に、ゾーン毎の整備の方向性を以下に示す。

漁港機能の充実・強化

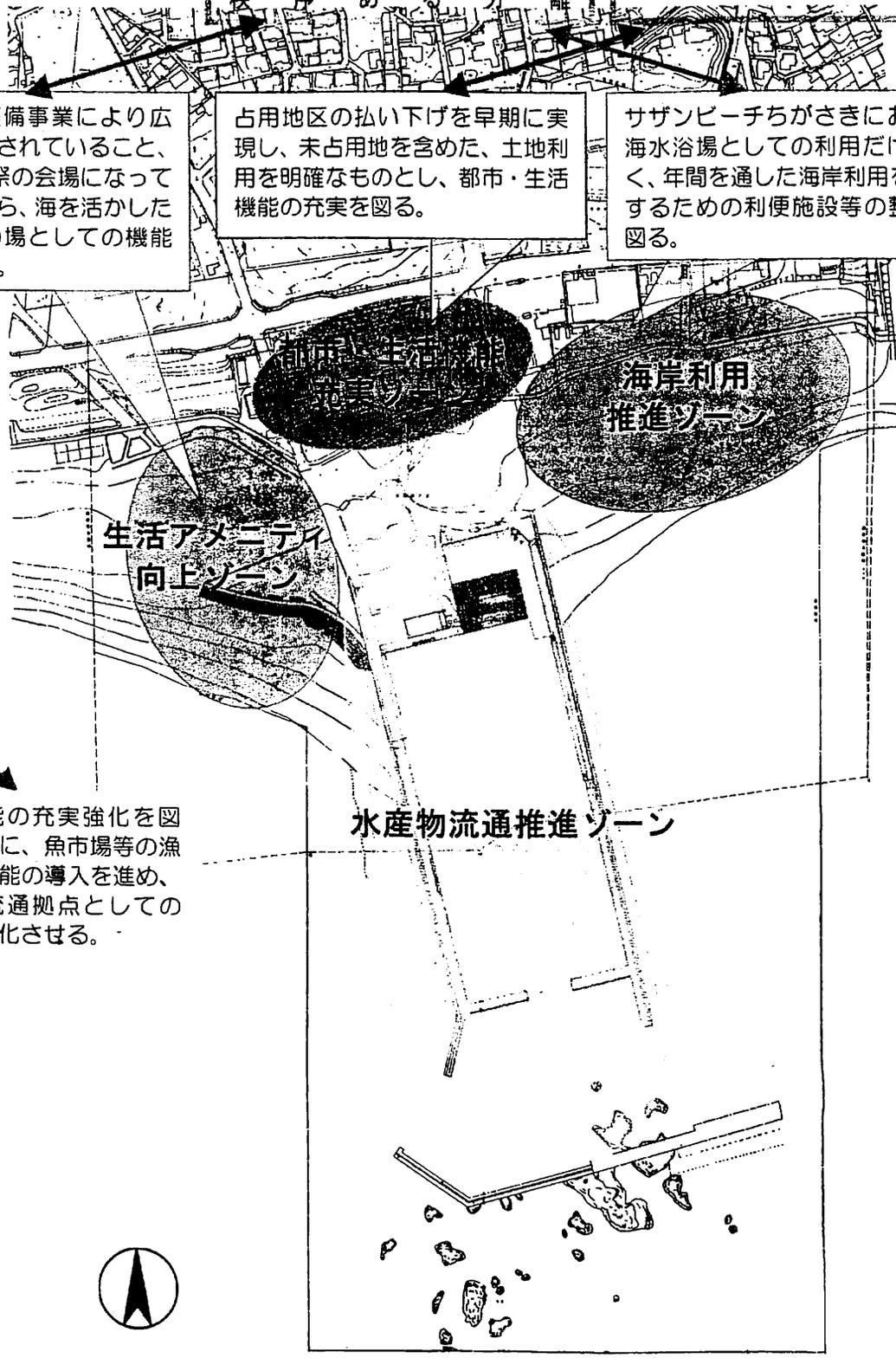
漁業とその他の活動との  
秩序ある分離

国有海浜地の占有問題の早期解決

海岸環境整備事業により広場等が整備されていること、また、浜降祭の会場になっていることから、海を活かした市民憩いの場としての機能充実を図る。

占有地区の払い下げを早期に実現し、未占用地を含めた、土地利用を明確なものとし、都市・生活機能の充実を図る。

サザンビーチちがさきにおける海水浴場としての利用だけでなく、年間を通した海岸利用を推進するための利便施設等の整備を図る。



漁港機能の充実強化を図るとともに、魚市場等の漁業関連機能の導入を進め、水産物流通拠点としての役割に特化させる。

### 2.3 ゾーン別の導入施設の適用性

これらの検討から各ゾーンにおいて、適用性の高い導入施設を以下に示す。

ゾーン名	ゾーン整備の方向性	導入すべき施設
水産業流通推進ゾーン	漁港機能の充実強化を図るとともに、魚市場等の漁業関連機能の導入を進め、水産物流通拠点としての役割に特化させる。	漁港基本施設 安全・管理施設 魚釣り施設 インフラ施設 魚市場 臨港道路 レストラン 研修施設 遊漁案内 トイレ 駐車場
生活アメニティ向上ゾーン	海岸環境整備事業により広場等が整備されていること、また、浜降祭の会場になっていることから、海を活かした市民憩いの場としての機能充実を図る。	緑地・広場 駐車場 遊歩道 インフラ施設 トイレ
海岸利用推進ゾーン	サザンビーチちがさきにおける海水浴場としての利用だけでなく、年間を通した海岸利用を推進するための利便施設等の整備を図る。	プール 利便施設 トイレ 遊歩道 展望施設 インフラ施設 駐車場
都市・生活機能充実ゾーン	占用地区の払い下げを早期に実現し、遊休地を含めた、土地利用を明確なものとし、都市・生活機能の充実を図る。	インフラ施設

# 茅ヶ崎 海・浜のルールブック

## 注意事項



- ・みんなの海・浜を仲良く利用して、楽しく過ごしましょう。
- ・操業中の漁船を見たら、周囲150m以内には近づかないこと。
- ・地曳網の漁業区域については、季節や時間により制限をしています。(主な操業時期は、4月～10月。時間は早朝から12時頃まで。)
- ・海岸線より1km以内は、海水浴客・サーファー・地曳網等が利用しているため、水上オートバイには制限が付けられています。
- ・プレジャーボート等の利用者は、水上オートバイやサーファーに気をつけるとともに、漁業活動の妨げとならないよう注意しましょう。
- ・ヘッドランドや漁港周辺の消波ブロックは、非常にすべりやすいので、釣りなどで入らないようにしましょう。また、付近は引き波が強いので、海水浴やサーフィンを楽しむ方は、近づかないようにしましょう。
- ・水上オートバイ利用者は、休憩等で浜辺に上陸するときは、ヘッドランド西側の海岸を利用すること。
- ・海浜の動植物を大切にしましょう。



※人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、原動機を用いて推進する船艇を急旋回し、又は疾走させる等により、遊泳している者、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為は県条例で禁じられています。違反した場合には罰則を科されることがあります。(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する県条例第9条)



※漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為は、法律により禁止されています。違反した場合には、罰則が科せられることがあります。(漁業法第143条)

※操業中の漁船は、赤旗を表示しています。



## しない【DON'T】

	事故防止のため、水上オートバイの走行はやめましょう。		徐行エリア内での高速走行はやめましょう。(5ノット=時速10km以下)		他の人の設置したブイ、マークや漁業用ブイ、旗を回らないようにしましょう。
	相模川河口航路周辺での遊走は、船舶航行の妨げとなり、大変危険ですからやめましょう。		あわびやさざえ等の貝類や海藻類をとってはいけません。		深夜から早朝にかけての打ち上げ花火・音の出る花火はやめましょう。
	切れた糸・針・錘は放置せず、必ず回収して帰りましょう。		一般車両やオートバイの海浜への乗り入れはやめましょう。		漁港やヘッドランドでの投げ釣りはやめましょう。

## まもる【KEEP】

	海浜利用指導員の注意を守りましょう。		ライフセーバーの注意を守りましょう。		ごみ(花火・釣具・たばこの吸い殻等)は必ず持ち帰りましょう。
--	--------------------	--	--------------------	--	--------------------------------

## 接近注意【CAUTION】

	定置網に近づかないようお願いします。		水中の隠れた暗岩に注意しましょう。		操業中の漁船には近づかないようお願いします。
--	--------------------	--	-------------------	--	------------------------

## 届・連絡【REPORT・COMMUNICATION】

	海上でレースを行うときは届出をしてください。		漁業権の漁業区域にかかるイベント、レース等を行うときは漁業協同組合に事前に協議をしてください。		海・浜を利用するイベント等は届出をしてください。
横須賀海上保安部 湘南海上保安署 0466-22-4999		茅ヶ崎市漁業協同組合 0467-82-3025		神奈川県湘南なぎさ事務所 0467-58-1473	
水難事故が発生した場合の連絡先					
横須賀海上保安部 湘南海上保安署……………0466-22-4999 茅ヶ崎警察署……………0467-82-0110 茅ヶ崎消防署……………0467-82-0110					

# 海編



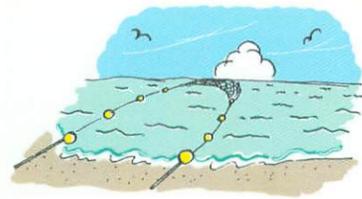
海上法規や利用マナー等、海の安全ルールを守りましょう。



操業中の漁船等の周辺では、漁の支障とならないように、また、事故防止のため近付かないようにしましょう。(周囲150m以内)



定置網漁業の漁場区域は、保護区域が設定されており、魚群を散逸させる行為をしてはならないため、走行をやめましょう。



地曳網の操業中(季節・時期による)は、漁の支障となるので、近付かないようにしましょう。



姥島(烏帽子岩)周辺は、良い漁場となっているほか、水中暗岩により危険なため、高速での走行はやめましょう。

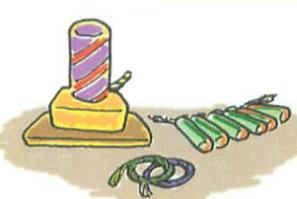
# 浜編



事故防止・危険回避のため、ライフセーバーの注意を守りましょう。



一般車両の海浜への乗り入れはやめましょう。



深夜から早朝にかけての打ち上げ花火・音のでる花火は、周辺住民に迷惑がかかるためやめましょう。



ごみ(花火・釣具・たばこの吸い殻等)は、必ず持ち帰りましょう。



漁港やヘッドランドの消波ブロックでの釣りは、危険ですのでやめましょう。また、ごみとなった釣具等は、必ず持ち帰りましょう。

## 茅ヶ崎 海・浜のルールブック

相模湾に面する茅ヶ崎市では、昔から漁業者が海を生活の場として利用しており、資源の保全にも努めています。しかし、近年様々なマリンスポーツを楽しむ人々が訪れ、特に最近では水上オートバイによる高速航行や騒音等が、事故の発生や漁業の妨害、周辺住民への悪影響等の問題へとつながることが心配されています。

このため、以前までの「湘南 海のルールブックV～茅ヶ崎地区～」を改正し、特に漁業と水上オートバイとが、ともに安全に共存していくためのルールをまとめました。

水上オートバイ利用者をはじめ海・浜を利用するみなさん、ぜひこのルールを尊重し、快適で安全な茅ヶ崎の海をつくりましょう。

茅ヶ崎市市民経済部海浜課  
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
TEL 046782-1111

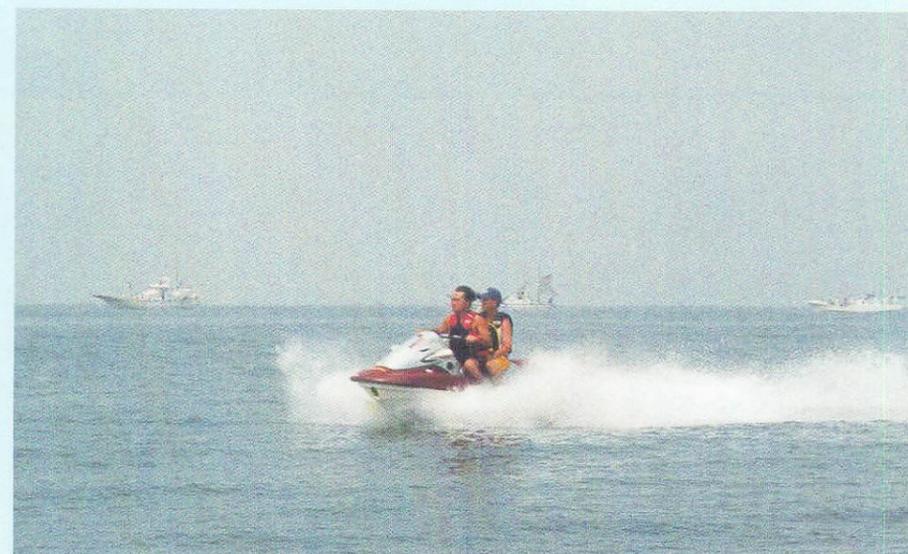
協力機関  
湘南海上保安署・茅ヶ崎警察署・神奈川県  
平塚市・茅ヶ崎市消防本部・茅ヶ崎市漁業協同組合  
茅ヶ崎海水浴場協同組合・茅ヶ崎マリンスポーツ連盟  
サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ・PW安全協会  
日本サーフィン連盟茅ヶ崎支部・湘南レスキュー隊

# 茅ヶ崎

## 海・浜のルールブック



海・浜を利用するみなさんへ



水上オートバイは  
ルールを守って安全に